

全国子ども会安全共済会
入会のしおり
〈単位子ども会向け〉

(社)神奈川県子ども会連合会
TEL :045-365-3424
FAX :045-366-2933
E-mail:kodomokai@aioros.ocn.ne.jp

1. 会費	一人あたり、年額 200 円	(10月1日以降 190 円)
	・ 全国子ども会安全共済掛金	50 円 (10月1日以降 40 円)
	・ 全国子ども会連合会運営費	20 円 (子ども会賠償責任保険料含む)
	・ 安全教育事業費	50 円
	・ 神奈川県子ども会連合会費	80 円 (全子連安全共済会登録料含む)

2. 加入資格

※加入できる方・・・市町村子連に所属している単位子ども会の会員で神子連会費を納入した方。

- ・ 幼児(就学前3年)・小学生・中学生・高校生・高校年齢相当(含むジュニア-ター)
- ・ 育成者・指導者・その他子ども会活動に賛同協力して下さる方。

注) 1. 全国子ども会安全共済会では、**子どもだけの単位会は、認められません。**

2. 就学前3年(年少相当)の幼児の子ども会活動参加については、**安全共済会員**である保護者が同伴すること。**平成24年4月1日現在3歳以上の方は加入できます。**

3. 申込の手順

(1) 安全共済会加入申込書及び会員名簿の作成(共済様式2-2-1, 2-2-2)〈各単位子ども会・育成会〉

* 幼児・小学生・中学生・高校生・指導者・育成者の順にまとめて記入して下さい。

* 学年・年齢も全てご記入ください。(指導者・育成者の年齢も記入)

* 名簿の番号欄は連番で記入してください。

(番号は、全員の名前を書き終えた後記入されたほうが間違いなく簡単です。)

* 記入漏れ、追加などは名簿の最後に記入してください。また、訂正印は不要です。

* 名簿が出来ましたら、各単位子ども会育成会会長が、安全共済会加入申込書に育成会会長名、連絡先(住所・電話)を記入捺印し、会員の人数を取りまとめ、会費を添えて市町村子連事務局に提出してください。

* その際、子どもの会長が決まっているところは、名前と学年・性別も記入してください。

また、中・高生備考欄にジュニア-ターの内数を記入してください。

* 名簿提出・会費納入期日は、平成24年 月 日()までです。

(3) **各単位子ども会の年間行事計画**

子ども会が行なう行事・事業(各市町村子連行事を含む)や、地区子ども会連合会・自治会・行政などが主催する事業について、子ども会で参加する場合は、すべて記入して提出してください。

(日程が決まっていない行事も予定として記入しておいてください。)また、単位子ども会や、学区で行なっている定例会議や球技活動・伝統芸能継承活動などについても、日常的定例活動欄に記入してください。

4. 資格と会費の納入について

★全国子ども会安全共済会の資格はその年度の

3月23日までに入会された方は、4月1日に始まり翌年の3月31日まで。

* 追加加入→神子連が受付た週の木曜12:00締め切り、翌日金曜12:00より資格の始まり翌年3月31日までとなります。(ただし、神子連事務局就業日・金融機関営業日に限る)

★会費の納入

* 各市町村子連担当者にご確認ください。

* 途中退会された場合、会費は返金できません。

* 移動先で全国子ども会安全共済会に再度加入される場合は、所属変更届(共済様式8)を提出すれば、安全共済会費は必要ありません。所属変更届に必要な事項を記入した上、移動先の子ども会にご提出ください。

5. 全国子ども会安全共済会共済金給付請求について

『子ども会活動中』に事故が起きてしまったら、次の手順で共済金を申請してください。

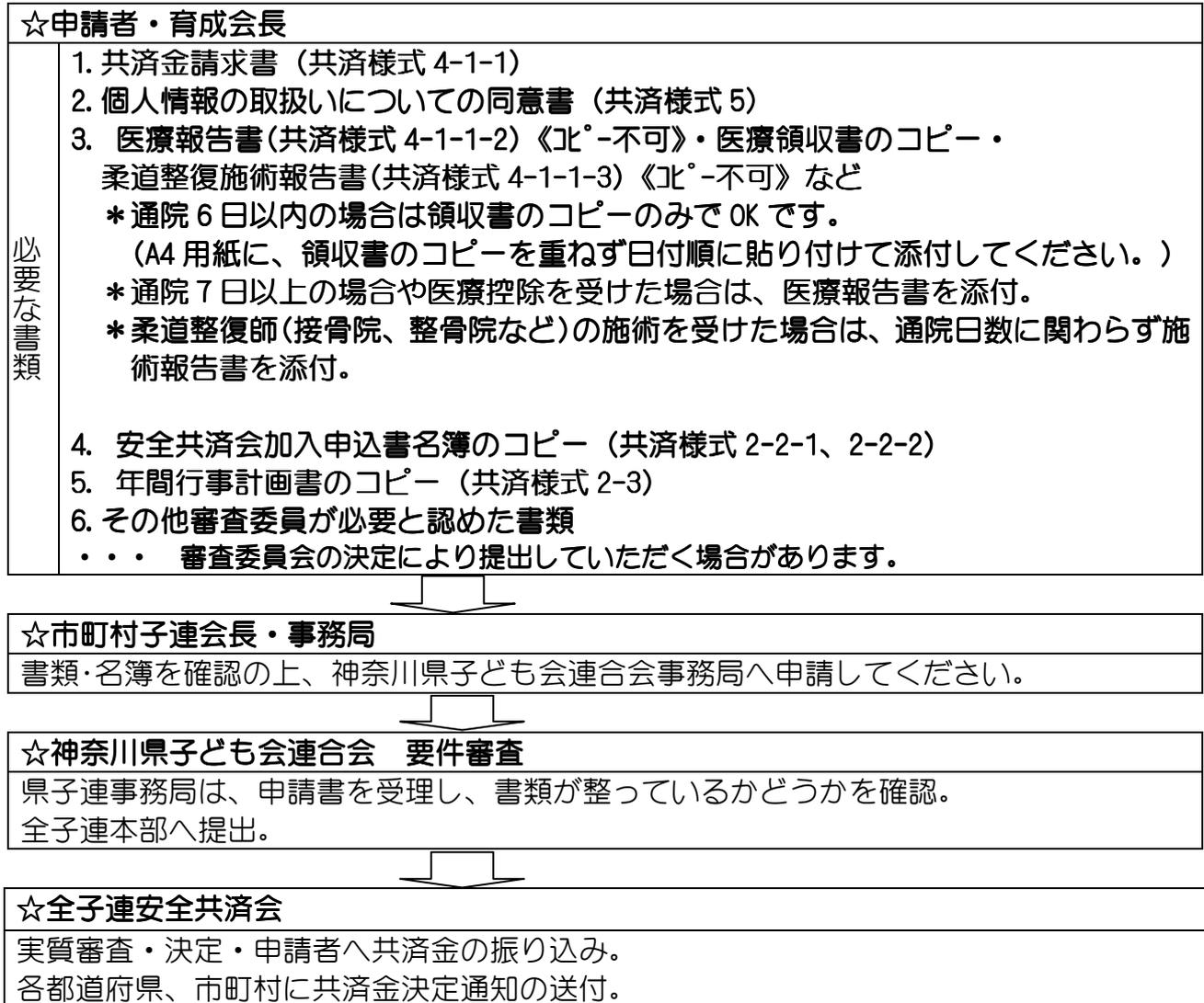
1. 事前報告（第一報）〈共済様式 3-1〉

* 事故が起きたら、**1週間以内**に各市町村子連安全共済会担当者に第一報をご連絡ください。

2. 共済金給付請求申請

* ケガが完治したら、**治癒の判定を受けた日から 25 日以内**に市町村子連窓口へ、つぎの要領で共済金給付申請をしてください。ただし、事故発生日からその日を含めて 180 日を限度とします。

※共済金申請の流れ



★申請に必要な医療報告書または医療領収書について以下の点をご注意ください。

* 申請者の名前が書いてあるもの

* 医療報告書（様式 4-1-1-2）は、コピーは不可です。その他医療機関などの領収書についてはコピーでもかまいません。ただし、保険医療費総額 または、レセプト（診療報酬明細点数）が明記されているもののみ有効です。

※柔道整復師（接骨院・整骨院などの医療機関）の医療報告書及び領収書については
柔道整復施術報告書（共済様式 4-1-1-3）を提出してください。

※治療のため、医療装具が必要な場合、医療報告書に必要である旨記載されていれば見舞金の対象になります。その際 医療装具の領収書を添付してください。

★ その他、詳細は“子ども会に入ろう！！”をご確認ください。

★ その他ご不明な点がございましたら、神奈川県子連事務局までご連絡ください。